

# 全自動液状化細胞診標本作製装置

## 仕 様 書

大阪府大阪がん循環器病予防センター

## 1. 調達物品及び構成内訳

全自動液状化検体細胞診標本作製装置 一式  
本体 1台

## 2. 性能・機能に関する要件

- 1 装置内で標本作製の完全自動化を実現できること。
- 2 液状化検体として、FDA で許可を取得していること。
- 3 液状化処理された細胞をスライドガラスに塗抹する機能を有すること。
- 4 塗抹プログラムは婦人科、非婦人科に分けて対応できること。
- 5 1つのバイアルから同時に複数枚の標本が作製可能であること。
- 6 塗抹方式は、フィルタを使用する転写方式であること。
- 7 塗抹範囲は 20 mm程度であること。
- 8 バイアルの蓋は装置内で自動開閉する機能を有すること。
- 9 同一バイアルから複数枚の細胞を塗抹したスライドガラスを作製する機能を有すること。
- 10 細胞保存液の主な成分はメタノールであること。
- 12 バイアルの組成にホルマリン及び粘液融解剤が含まれていないこと。
- 13 装置に 160 検体のセットが可能であること。
- 14 160 検体の標本を約 6 時間で自動で作製されること。
- 15 工程中にいつでも塗抹・固定された標本の取り出しが可能であること。
- 16 溶血処理等の前処理をしていないバイアル内残液で遺伝子検査ができること。
- 17 操作液晶画面は、カラータッチディスプレイであること。
- 18 標準でバーコードリーダーを有し、検体の取り違えを防ぐようマッチング機能を有すること。
- 19 既存の病理検査業務支援システムから発行されたバーコードラベルでの運用ができること。
- 20 装置がバイアルに貼付された検体番号を読み込み、自動でスライドガラスにバイアルと同一の検体番号を印字できること。
- 21 使用されたフィルタは、コンタミネーションを防ぐために再利用できないような処理をすること。
- 22 装置本体は、幅 150 cm×奥行 80 cm以内に設置可能であること。
- 23 安全性を担保するため機器本体は、外部のほこりが入らないような対策がとられた構造であること。

## 3. 搬入及び設置に関する要件

- 1 搬入及び設置は、納入業者の負担で行うこと。
- 2 搬入及び設置については、当センターと協議のうえ、指定した日時及び方法により行うこと。
- 3 搬入及び設置にあたっては、当センターの指示に従い、受診者の安全及びプライバシーに十分に注意し、健診業務に支障をきたさぬよう行うこと。
- 4 本装置等の操作方法等について、担当職員へ説明し教育訓練を行うこと。